

(令和2年第2回大崎市議会定例会)

# 行政報告

令和2年6月16日

本日，ここに令和2年第2回大崎市議会定例会が開催されるにあたり，当面の諸問題及び行政の一端を申し述べ，議員並びに市民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

3月12日に世界保健機関が「パンデミックとみなせる」と表明した新型コロナウイルス感染症は，世界各国に感染が拡大し，日本国内において政府は，4月7日に東京都，大阪府をはじめとした7都府県に緊急事態宣言を発出，4月16日には区域を全国に拡大し，感染拡大防止のための休業要請，外出自粛等の緊急事態措置に至ったところであります。

この間の国民の皆様及び事業者等の自粛対応もあり，ゴールデンウィークをまたぎ新規感染者数が減少に転じ，5月14日には宮城県を含む39県が緊急事態宣言の区域から解除され，5月25日には全面解除となっております。

宮城県内においては，2月29日に1例目の感染者が確認されて以降，4月28日までに88例が確認され，本市においては，3月30

日に1例目、4月14日に2例目の感染者が確認されたことから、感染拡大が懸念されましたが、その後、新たな陽性反応者は確認されず現在に至っております。

これまでの市民の皆様及び事業者の皆様のご協力や、医療従事者の皆様の献身的なご努力に心から感謝申し上げます。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛や休業要請等は、市民皆様の日常生活や産業及び経済に甚大な影響を及ぼし、現在も事業継続等において厳しい状況が続いていると認識しております。

国におきましては、4月30日に成立した令和2年度第1次補正予算に続き、6月12日に第2次補正予算が過去最大となる総額約32兆円で成立しました。

第2次補正予算には、企業による雇用の維持を後押しするため、雇用調整助成金の上限額の引上げ、売上高の急減で店舗やオフィスの家賃支払に苦しんでいる企業を支援するための家賃支援給付金の創設、新型コロナウイルス感染症

の第2波に備えた医療体制の強化などが含まれております。

さらに地域の実情に応じたきめ細やかな支援が可能となるよう、地方創生臨時交付金も2兆円増額されました。

本市におきましても、引き続き感染防止対策に努めるとともに、国や県の制度を積極的かつ効果的に活用することに加え、本市独自の支援制度構築に知恵を絞りながら、迅速かつ効果的な対応を図るべく鋭意取り組んでまいります。

本市の、新型コロナウイルス感染症対策の状況について主なものを申し上げます。

○生活支援対策について申し上げます。

国民1人あたり10万円を世帯ごとに給付する特別定額給付金給付事業につきましては、令和2年4月27日基準日における給付対象者は、5万1,870世帯、12万8,767名となっております。

6月11日現在で、4万9,608世帯から

の申請があり，4万7，003世帯，12万58名に給付を行いました。今後も，スピード感をもって事務処理を行ってまいります。

子育て世帯への臨時特別給付金につきましては，申請方法が異なる公務員世帯を除いた児童手当受給世帯約8，500世帯，児童数約1万4，200名を対象に，6月の児童手当と合わせ児童1人あたり1万円を給付いたしました。

生活困窮者への支援につきましては，一時生活支援事業として一定の住居を持たない，または失う恐れがある方に対して，市営住宅の一時的な供与や食事の提供などを行いながら，日常生活の維持や自立に向けた支援を行っております。

また，住居確保給付金の対象者要件を拡大し，これまで34件の申請を受け付け，25件の支給を決定しております。

本市では，大崎市自立相談支援センター「ひありんく」が生活困窮者に対する包括的な支援の相談窓口となっており，常時，情報の共有を行っております。今後も関係機関と連携しながら

ら，相談者に寄り添った支援に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては，被保険者が新型コロナウイルスに感染または感染が疑われることにより療養し，労務に服することができない一定期間に対し，傷病手当金を支給するため，国民健康保険条例の一部を改正いたしました。

対象期間は，令和2年1月1日に遡及して適用することとし，令和2年9月30日までの期間としております。

税制上の支援策につきましては，収入が大幅に減少し，一時的に市税の支払いが困難である旨の申請を受けた場合には，延滞金を免除し，おおむね1年間，市税の納付を猶予する特例制度のほか，国民健康保険税及び介護保険料の減免などにより対応しております。

6月11日現在における新型コロナウイルス感染症に関連した納税相談は，延べ172件を数え，法人市民税，固定資産税を中心に18件の徴収猶予を決定したところです。

また、7月中旬に発送予定の国民健康保険税、並びに介護保険料等につきましては、現在、減免申請等の受付準備を進めております。

水道事業及び下水道事業につきましては、一時的に水道料金や下水道等使用料、下水道等受益者負担金及び分担金の支払が困難である旨の相談を受けた場合には、申請により当面支払いを猶<sup>ゆう</sup>予し、給水停止を回避するなど柔軟に対応しております。

6月11日現在で、78名より相談を受け、そのうち35名について申請を受け付けております。

また、地域経済の下支えとなるよう市内で旅館、ホテル、公衆浴場を営んでいる事業者を対象として、5月検針分から7月検針分までの3カ月の期間において、水道料金及び下水道等使用料の50パーセントを減免する支援策を講じております。

○感染症予防対策について申し上げます。

感染症予防対策につきましては、市民の皆様

へ広報おおさきや市ウェブサイト，防災無線などを通じて，3つの密を避けること，新しい生活様式を取り入れること，手洗いやうがいを徹底することなどをお願いしてまいりました。

また，マスクや消毒液につきましては，これまでの備蓄やご寄贈，購入により調達し，妊婦の方や公立・民間保育所及び学童保育施設，介護施設や障がい者施設，今月1日から再開した小中学校などに随時配布し，感染予防に努めております。

大崎市民病院においては，3月30日に職員の感染が確認されたことから，本院の診療を一時休止する事態となりましたが，その後，早急な診療の再開に努め，安全性の確認がなされた診療科から順次再開し，4月6日には全ての診療を再開いたしました。

市民皆様をはじめ多くの方々にご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

大崎市民病院における新型コロナウイルス感染症への対応につきましては，1月中旬から，



情報収集や注意喚起等の対応を行い，2月7日に対策本部を設置して，患者の受入れ体制の整備や院内への感染拡大防止対策を進めており，国内で感染が拡大する中で，感染症指定医療機関として県，保健所と連携しながら診療を行い，県内でも感染が拡大した4月には，感染症病床6床のみならず旧結核病床等においても患者を受け入れてまいりました。

緊急事態宣言の解除を受けて，6月から面会制限等を一部緩和しておりますが，新型コロナウイルス感染症の第2波，第3波に備えて，警戒態勢を継続してまいります。

児童館・放課後児童クラブにつきましては，3月から実施した市内小学校等の臨時休業措置に伴い，期間中の日曜日と祝日を除いた毎日，午前7時30分から午後7時まで，児童を受け入れてまいりました。

保育施設につきましては，緊急事態宣言の区域が全国に拡大したことを受け，4月21日から5月6日までの期間，保育施設内での感染リスクを低減させるため，保護者のご協力のもと，

ご家庭での保育が可能な場合には，できる限り登園自粛をお願いし実施してまいりました。

市内小中学校等につきましては，3月2日から5月31日までの約3か月間にわたり，感染症予防の観点で，度重なる学校休業延長措置を講じてまいりました。

卒業式につきましては，新たな門出を祝う大切な式典ではありましたが，規模を縮小して執り行ったところであります。

市内や近隣地域，及び県内の状況を鑑み，5月には段階的に臨時登校日を設定し，学習支援や保護者との相談の機会を設けるなど円滑な学校生活の開始に向け準備を進め，6月1日に待望の入学式・入園式を行い，学校再開を果たしたところであります。

今後の学校生活等においては，教育委員会が作成した「学校再開ガイドライン」等を踏まえ，3つの密を避けることはもちろん，徹底した感染予防に努めてまいります。

残念ながら，中学校総合体育大会をはじめとした各種行事の中止が決定され，また，授業時

数確保のため夏季休業期間等を短縮することとなりますが、児童生徒の命と健康を第一に考えるとともに、学習保障をしっかりと図るための方策でありますのでご理解をいただきますようお願い申し上げます。

市が管理する公共施設等につきましては、5月11日まで休止しておりましたが、5月12日からは感染症予防対策を講じた上で順次再開してまいりました。

現在は、各施設に応じた対策と、市主催のイベントの考え方等に準拠した上で、全ての施設においてご利用いただける状況となっております。

○緊急経済対策について申し上げます。

本市の経済支援対策としては、事業者が国や県の制度を積極的に活用できるように支援するとともに、本市独自の支援制度を構築し実施しております。

国の商工業分野の支援策であるセーフティネット保証制度は、資金繰りなど経営の安定に支

障が生じている中小企業者を対象に借入債務の全額を保証するものであり、申請には市の認定が必要となっております。6月11日現在の申請件数は、297件となっており、金融機関と連携しながら円滑な資金繰りの支援を実施してまいります。

感染症拡大防止協力金につきましては、4月25日から5月6日までの間、県の休業要請等に応じていただいた市内の対象施設を運営する事業者に対し、1事業者あたり30万円を支給しております。

本市においては、5月11日から申請の受付を開始し、5月27日の第1回目の振込以降、順次支給を行っており、6月11日現在では、817件の申請に対しまして748件の交付決定となっております。

市独自の支援制度である飲食店家賃支援金につきましては、緊急事態宣言が発令される中、外出自粛要請の影響が大きい飲食店の事業者に対し、事業継続支援のため、経営の固定費である家賃を対象とし、1カ月分上限10万円の支

援を実施しております。

感染症拡大防止協力金と同様，5月11日から申請の受付を開始し，5月27日の第1回目の振込み以降，順次支給を行っており，6月11日現在では，申請件数289件に対しまして258件の交付決定となっております。

小規模事業者団体販路拡大支援事業につきましては，個人を含む小規模事業者において，感染症予防対策や新たな販路開拓などの対応を早急に進めていただけるよう，商店街組合や同業者組合などの事業を補助するものであります。

加えて，割増商品券発行事業や飲食店を対象とした地域食材魅力発信事業など，感染症の収束を見据えた消費喚起策や販売促進に取り組むとともに，これらの取り組みを支える商工会議所，商工会による小規模事業者経営支援事業など，各種経済対策を切れ目なく実施することで，地域経済の再生を図ってまいります。

次に，観光業分野での対策につきましては，特に影響が大きい鳴子温泉地域の宿泊施設を対象に，割増宿泊券販売に対する補助制度を創設

いたしました。

多くの事業者の参加により，6月1日から「鳴子温泉郷プレミアム宿泊券応援前売りキャンペーン」を展開しているところです。

また，市内の飲食店を地域一丸となって応援するため，市ウェブサイトにおいて，「テイクアウトで飲食店を応援しよう！大崎おうちごはん」と題し，対象の店舗を紹介するキャンペーンを実施し，市民に応援を呼び掛けております。

次に，農林業分野での対策につきましては，経営の厳しい農林業者が資金を調達できるよう，JAと連携し，実質無利子となる融資制度を創設いたしました。

農林業の中でも甚大な被害を受けている畜産肥育農家に対しては，経営の維持，本市産牛の購入促進を図るため，本市産の肥育素牛の導入に関し，経費の一部を支援する制度を創設いたしました。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に則して，現在の「緊急支援フェーズ」にしっ

かりと対応するとともに，感染症収束後の「V字回復フェーズ」に力強く取り組んで行くためにも，「新しい生活様式」，「新しい日常」の徹底と経済対策に注力してまいりますので，引き続きご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和元年東日本台風により甚大な被害を受けてから8カ月が経過しました。これまでの復旧などの状況について申し上げます。

道路橋りょう施設の単独災害復旧事業につきましては，446カ所の復旧工事が完了し，残り6カ所につきましても，おおむね6月末までに完成する予定となっております。

補助災害復旧事業につきましては，24カ所のうち，市道須摩屋平渡線の1カ所が完成し，残りの箇所につきましても，今年度内に完成する予定となっております。

河川関係の単独災害復旧事業につきましては，204カ所の復旧工事が完了し，残り27カ所

につきましても，おおむね10月末までに完成する予定となっております。

補助災害復旧事業につきましても，被災した9カ所で今年度内の完成予定となっております。

災害廃棄物につきましても，約5,000トンの家具や家電等の家庭ごみの処理を3月末までに完了いたしました。

また，1万8,000トンと見込まれる活用できない稲わらにつきましても，約9,000トンの処理が完了したところであり，残りの稲わらにつきましても，県内外での広域処理により早期の完了を目指してまいります。

公費による損壊家屋の解体処分につきましても，6月11日現在で，116件の申請を受け付けし，59件の解体が終了しております。

農業関連につきましても，被災した農業用機械565件，ハウス施設等101件のうち，春の農作業等に利用する農業用機械103件，ハウス施設等29件の復旧が完了しており，その他の機械等についても，現在，早期復旧に向けて取り組んでおります。



林業関連につきましては，林道 22 路線の復旧工事が完了し，残る林道 5 路線と林地 1 カ所につきましては，早期復旧に向けて事業を進めております。

農地・農業用施設につきましては，県及び土地改良区が事業主体となる揚排水機場等 38 カ所及び本市が事業主体となる，ため池や水路，農道 17 カ所の早期復旧に向け取り組んでおります。

市営住宅や，民間賃貸住宅などの応急避難用住宅には，73 世帯の方が入居されておりましたが，すでに 38 世帯の方が新たな生活再建の場に移られております。

一方，自力での住宅再建が困難な被災者の意向調査の結果を踏まえ，20 戸の災害公営住宅の整備とともに，移転を希望される方への 15 区画の移転分譲宅地の整備に向け準備を進めております。

また，住宅の再建に当たっては，冠水対策として行われる宅地のかさ上げ費用を交付対象に加えて助成を行っており，3 件の申請を受け付

けております。

災害救助法による住宅の応急修理につきましては、これまでに193件の申請を受け付けし、4月11日をもって事業を完了いたしました。

大崎市災害見舞金等支給条例に基づく災害見舞金につきましては、被害を受けた127世帯に対し合計381万円を支給しました。

今後とも、被災された皆様に対する支援や復旧・復興を関係機関と被災地に寄り添った形で進めてまいります。

それでは、以下、令和2年第1回大崎市議会定例会以降の行政報告を申し述べます。

○総合防災訓練について申し上げます。

本年5月31日に実施する予定であった大崎市総合防災訓練は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期する運びとなり、9月12日に古川地域東大崎地区を会場とし実施することで計画をしております。

今後も関係機関等との協力体制の充実を図るとともに、地域住民の防災意識高揚に努めてまいります。

○国勢調査について申し上げます。

令和2年国勢調査の円滑かつ確実な実施のため、5月1日付けで実施本部を設置し、体制整備を図ったところであります。

調査にあたり、多くの統計調査員、行政区長の皆様へご協力をお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、調査員ができる限り接触を避けながら調査票の配布を行い、回答はオンラインや郵送による方法を推進するなどの対策を講じ、万全を期してまいります。

○国土強靱化地域計画の策定について申し上げます。

大規模自然災害等に対して適切な対応ができる地域の実現を図るための指針として、6月に大崎市国土強靱化地域計画を策定いたしました。

今後は、本市の地域防災計画をはじめとする、さまざまな分野の計画等の指針と位置づけ、災害に強い強靱な地域づくりを進めてまいります。

○地域公共交通について申し上げます。

本市公共交通の将来像「人とまち・暮らしをつなぐ公共交通」を実現するため、市民バス路線について大崎市民病院経由便の一部のダイヤ改正を行い、本年4月より運行しております。

運行計画の見直しを適宜行うことで、利用者の利便性向上やダイヤの効率化を図ってまいります。

○放射性物質に汚染された農林業系廃棄物の処理について申し上げます。

1キログラムあたり400ベクレルを超えて8,000ベクレル以下の農林業系汚染廃棄物につきましては、7月15日から一般ごみとの混焼を開始することとしており、実施に当たっては、市民の安全・安心を最優先に取り組んでまいります。

また，1キログラムあたり400ベクレル以下の汚染牧草の減容化につきましては，昨年度，三本木，岩出山，鳴子温泉地域において牧草のすき込みによる処理を行ってまいりました。今年度も引き続き市内全地域で，農林業系汚染廃棄物の減容化を推進してまいります。

○子ども・子育て支援事業について申し上げます。

次世代育成支援，少子化対策，学童期の放課後対策等をより一層推進するため，本年3月に策定した，第2期子ども・子育て支援事業計画により，質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に進めてまいります。

放課後児童クラブ待機児童解消につきましては，古川第五小学校の校地内に，古川つくしんぼ放課後児童クラブサテライト室を整備し，今年度内の開所を目指し進めております。

また，運営にあたっては，プロポーザル方式により運営事業者を選定し，公設民営による運営を予定しております。

保護者や学校，既存の児童センターや地域とも連携し，放課後の保育が必要な児童たちを健やかに育む施設運営を目指してまいります。

○子育て世代包括支援センターの設置について申し上げます。

核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより，妊娠や出産，育児に対して不安や負担を抱えている妊産婦が増えていることから，4月に健康推進課内に子育て世代包括支援センターを設置しました。

また，サブセンターとして，鹿島台総合支所市民福祉課内に松山及び鹿島台地域をカバーする東部サブセンターを，岩出山総合支所市民福祉課内に岩出山及び鳴子温泉地域をカバーする西部サブセンターを設置しました。

保健師や栄養士による各種相談や情報提供，産後ケア事業や地域子育て支援センターと連携した育児サロン活動などを通じて，妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってまいります。

○大崎の米「ささ結」の作付販売状況について申し上げます。

本市のシンボル米「ささ結」につきましては、引き続き実需者側からの評価も高く、本年産の作付面積につきましては、約130ヘクタールとなっております。

本年で、デビュー6年目を迎え、ササニシキ系の復権、また大崎の米をけん引できるよう、さらなるブランド力の向上と、国内外への消費拡大を推進してまいります。

○有害鳥獣対策について申し上げます。

鳥獣による被害につきましては、近年、特にイノシシによる農作物被害が拡大しており、捕獲頭数も平成29年度の55頭に対し、令和元年度は278頭と5倍に増加し、農村地域での大きな課題となっております。

このため、鳥獣被害対策実施隊員について、令和元年度の117名から今年度は130名に増員を図るとともに、新たなICT捕獲システ

ムを活用した捕獲対策の強化を図っております。

侵入防止対策としてのソーラー電気柵等導入支援事業につきましては，6月11日現在の申請が68件，導入助成額が約490万円となっております。

引き続き，鳥獣被害の軽減に向け，対策を強化してまいります。

○北原工業団地周辺道路整備について申し上げます。

平成29年度より進めてきた団地周辺の道路整備につきましては，令和元年東日本台風の影響により遅れておりました工事が完了し，5月12日より通行可能となりました。

引き続き，工業団地周辺の交通環境の向上に努めてまいります。

○三本木スマートインターチェンジ東部工業団地の整備について申し上げます。

令和元年東日本台風の影響により工事が遅れておりました取付道路部分につきましては，7



月からの供用開始を見込んでおります。

今後は、社会経済の動向を注視しながら、早期の完売につながるよう努めてまいります。

○姉妹都市交流事業について申し上げます。

姉妹都市台東区との交流事業につきましては、隅田川花火大会の中止や、古川まつりの中止に伴い、江戸下町職人展などについても中止となりました。

今後、ふるさと交流ショップ台東や台東区小学校鳴子こけし絵付け体験などの交流事業を予定しておりますが、状況を見定めながら、実施に向け台東区と調整を行ってまいります。

また、当別町につきましては、当別町150年記念式典の実施見送りに伴い、姉妹都市当別町大崎市民親善訪問団事業についても、見送ることとなりました。

○世界農業遺産に関する取り組みについて申し上げます。

大崎耕土のフィールドミュージアム構想につ

きましては、地域資源の説明映像と連動したマップ付きのガイドブックの作成や居久根の大切さ、楽しみ方を紹介するパンフレットを作成し、地域資源の見える化に取り組んでおります。

また、ブランド認証制度につきましては、米に加え、新たに岩出山凍り豆腐を品目として追加し、5月1日から認証受付を開始いたしました。

人材育成に向けては、先人の知恵と努力が育んだ世界農業遺産の価値を学ぶ副読本が完成し、大崎地域1市4町全ての小学校3年生から6年生が世界農業遺産の理解を深める教材として活用いただける準備が整いました。

今後とも、世界農業遺産「大崎耕土」の価値を地域内外で共有していくための各種事業と次世代育成に取り組んでまいります。

○中心市街地復興まちづくりについて申し上げます。

市役所周辺整備につきましては、土地区画整理事業に係る建物移転補償について、昨年度に

全ての契約締結を完了しております。

今後は、事業区域内の建物等の移転を順次進め、市役所周辺の商業活性化及び防災機能の向上を図ってまいります。

緒絶川周辺整備につきましては、石畳風舗装や安全性と景観に配慮した誘導灯を設置したところであります。

今年度は、緒絶川と七日町を結ぶ横丁へ石畳風舗装を広げながら、回遊性を高めるべく、魅力ある高質空間と風情ある地区形成を図ってまいります。

七日町西地区における再開発事業につきましては、昨年10月から、既存建物の解体作業が進められており、7月末を目標に解体を完了し、全ての街区における新築工事着手が実現できるよう支援してまいります。

○景観計画について申し上げます。

景観計画につきましては、3月26日に第5回景観計画検討会議を開催し、景観重要建造物の指定の考え方や景観形成重点地区などに対し

て、各分野の視点から様々なご意見をいただきました。

本市の良好な景観の形成を図るため、引き続き、学識経験者や関係団体の皆様のご理解とご協力のもと、今年度中の計画策定を目指してまいります。

○国の道路事業について申し上げます。

国道108号古川東バイパス事業につきましては、3月28日に古川地域の馬寄地内から宮内地内までの1.2キロメートルが部分供用されました。

これにより、延長5.1キロメートルのうち3.5キロメートルが開通し、バイパス起点から主要地方道古川松山線への円滑な接続が可能となりました。

残る区間である宮内地内から稲葉地内までの1.6キロメートルが令和7年度に開通見通しとされておりますことから、引き続き早期の全線開通に向けて、地元調整が円滑に進むよう、国との一層の連携に取り組んでまいります。

○水害に強いまちづくりに向けた取り組みについて申し上げます。

昨年10月の令和元年東日本台風において本市は甚大な被害を受けました。

このことから、特に被害が甚大であった鹿島台地域を対象として、「大崎市流」の水害に強いまちづくりの取り組みを、一般社団法人東北地域づくり協会と共同で進めることといたしました。

今後は、有識者による専門家会議を開催し、国や県への政策提言につなげるとともに、鹿島台地域の住民皆様と、ワークショップを開催し、市民協働による水害に強い地域づくりを進めてまいります。

○地域振興拠点施設のあり方検討について申し上げます。

地域の活性化及びにぎわいの創出に向け、道の駅をはじめとする地域振興拠点施設のあり方について検討するため、庁内に検討会議を設置

いたしました。

検討会議では，外部有識者からのご助言もいただきながら，既存の施設の課題整理や地域資源を含めた地域振興拠点施設のあり方等について検討し，おおむね半年後を目途に検討結果を取りまとめることとしております。

○公営住宅整備事業について申し上げます。

鹿島台鈴掛住宅整備事業につきましては，本年3月に竣工し，従前からの入居者の住み替えも全て完了いたしました。

今後，既存住宅の解体を進めてまいります。

○耐震改修促進事業について申し上げます。

耐震改修促進計画に基づき実施しております木造住宅の耐震診断助成事業につきましては，6月11日現在の申請件数が9件，耐震改修工事助成の申請件数が2件となっております。

引き続き旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化に向けた支援に努めてまいります。

危険ブロック塀等除却事業補助金につきまし

ては，6月11日現在の申請件数が17件となっております。

本市が実施した調査により，危険と判定されたブロック塀につきましては，引き続き所有者などに対し，是正の喚起を行うとともに，除却の支援を行いながら歩行者等の安全確保に努めてまいります。

○三本木パークゴルフ場について申し上げます。

本年4月に公認コースの認定を受け，全国大会が誘致できるパークゴルフ場として，春に全面オープンを予定しておりましたが，新型コロナウイルス感染拡大の影響により，オープンを秋まで延期することといたしました。

秋のオープンは皆様のご期待に沿えるよう，準備を進めてまいります。

○学校教育環境整備について申し上げます。

古川北部地区の学校再編につきましては，6月1日からの市内小中学校等の再開に合わせ，統合準備委員会等の会議を再開し，統合校の校

名候補の選定が行われ、「古川北小学校」と校名を決定したところであります。

今後は、大崎市立学校の設置に関する条例の一部改正や校章デザイン、校歌の単語やフレーズの募集、教室やスクールバス乗降所等の整備を行ってまいります。

古川西部地区につきましても、統合準備委員会の開催及び部会の設置準備を進めており、統合校の施設整備について学校現場の先生方との話し合いを行っております。

鳴子温泉地域については、合同検討委員会の設置及び開催、松山地域では、PTAの皆様との継続的な意見交換を行う予定であります。

○水道事業について申し上げます。

本年4月より、下水道事業の地方公営企業法適用と合わせ、既に企業会計で運営している水道部と建設部下水道課の組織統合を行い、上下水道部としてスタートいたしました。

今後は、統合のメリットを最大限生かせるよう、水道事業及び下水道事業双方の効率的な経



営と，より一層の市民サービスの向上に取り組んでまいります。

水道施設の更新事業につきましては，配水池等の耐震補強工事を継続実施するとともに，被災時の拠点となる避難所や医療機関などの重要給水施設への配水管について，計画的に更新してまいります。

また，有収率の向上対策につきましても，管路の各種調査を継続的に実施しているところであり，今後も漏水の早期発見に努め，効率的な給水を行ってまいります。

○下水道事業について申し上げます。

下水道事業につきましては，本年4月から，これまでの下水道事業，農業集落排水事業，浄化槽事業の3つの特別会計を統合し，地方公営企業法が適用される公営事業として誕生したところであります。

公共下水道の雨水事業につきましては，古川地域の榆木雨水排水ポンプ場の増設工事について，沈砂池等の土木工事を施工しており，早期

完成を目指してまいります。

また、鹿島台地域の巳待田調整池整備工事につきましては、昨年度に調整池部分が完成しております。令和元年東日本台風により、浸水被害が発生した姥ヶ沢地区の被害軽減・解消を図るため、引き続き、排水ポンプ及び巳待田第2調整池の整備促進を図ってまいります。

なお、松山地域におきましては、千石堀排水区西裏雨水幹線管渠整備を引き続き進めてまいります。

公共下水道の汚水事業につきましては、主に古川地域の整備を進めており、昨年度で城西、西館地区の整備工事が完成いたしました。

引き続き、認可区域内の未整備地区である中里、金五輪、北稲葉、栄町地区などの整備を進め、汚水整備率の向上に努めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、平成26年度に着手した古川地域飯川地区の汚水処理施設及び管路施設の機能強化事業が本年3月末に完了いたしました。

浄化槽整備事業につきましては、公共下水道

の事業認可区域や農業集落排水事業の整備区域を除く市内全域を対象として、今年度も270基の設置を予定し、6月11日現在で、96件の申請を受理しております。引き続き、公共下水道整備とあわせて浄化槽設置による汚水処理施設整備を進め、汚水処理人口普及率の向上に努めてまいります。

○病院事業について申し上げます。

認知症医療につきましては、4月1日に本院に認知症センターを設置しました。

当初は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、紹介及び問い合わせも伸び悩んでおりましたが、5月以降は徐々に増えてきており、さらなる周知を図りながらセンター機能の充実に努めてまいります。

分院・診療所につきましては、4月1日に鹿島台分院で地域包括ケア病床を10床から14床に増床し、7月1日からは鳴子温泉分院でも同病床を10床稼働することとしております。

田尻診療所につきましては、4月から診療枠

を増やすなど診療体制を改めたことから、初診患者数が増加傾向にあります。

引き続き、田尻地域のかかりつけ医としての機能充実に取り組んでまいります。

また、4月1日に設置したアカデミックセンターにつきましては、3月に東北大学医学部教授を退官した一ノ瀬正和医師を監理官に招聘し、その豊富な知識や経験を生かして、職員への教育研修、学術研究の指導・助言を開始しております。

鳴子温泉分院の新病院建設事業につきましては、前年度に実施した公舎等解体工事において一部遅れが生じましたが、その後、工程の見直しを行い、当初の計画どおり来年3月の完成に向けて工事を進めております。

以上、主な事項について申し上げましたが、今定例会へ提案いたします補正予算等議案に関する説明は、別途申し上げることとし、行政報告といたします。

